

大

切

な

お

知

ら

せ

【Vol.11】

重

要

このお知らせを保存したり、見やすい場所に貼ったりするなどして、周りの方にもお伝えください。

「り災証明書」の申請期限は

令和7年12月26日です。申請はお早目に。

申請期限が設定されました

被災相談窓口

り災証明関連窓口		り災証明書に関する問い合わせ 《税制課》 ☎ 025-226-1502
申請	・ 古町ルフル 3 階 税制課 ・ 中央区を除く各区役所総務課（または地域総務課）	【開設時間】 月～金曜日（祝・休日除く） 9:00～17:00 期限設定 申請期限:令和7年12月26日
受け取り	・ 家屋の被害認定調査終了後、準備ができ次第、り災証明書を申請者（代理申請の場合は代理人）に郵送します。 被害認定調査の結果、被害の度合いが大きい場合は事前に電話連絡をします。	

住宅関連窓口		内容	開設時間
西区	西区役所区役所棟 2 階	住宅修繕・建替 液状化被災宅地等復旧	月～金曜日 (祝・休日除く) 9:00～17:00
中央区	古町ルフル 6 階 建築部フロア	住宅の修繕・建替	
	古町ルフル 5 階 都市政策部フロア	液状化被災宅地等復旧	月～金曜日 (祝・休日除く) 9:00～17:00 (予約制) 予約受付ダイヤル ☎ 025-226-2710

住まいの再建

※担当課への問い合わせは、祝・休日を除く月～金曜午前 8 時半～午後 5 時半（◆は午前 9 時～午後 5 時）をお願いします

支援制度	対象	申請期限・内容	
液状化等被害 住宅修繕支援 住宅に加え、宅地内のカーポートや物置を含む外構の修繕工事を支援 《公共建築課》◆☎ 025-226-2880	一部損壊以上	令和 7 年度 判定区分により 10万円～150万円	令和 8 年度 申請期限:令和8年2月27日 完了報告期限:令和8年3月31日
液状化等被害 住宅建替・購入支援 新潟市内で家の建て替えや購入をした場合に支援 《建築保全課》◆☎ 025-226-2880	中規模 半壊以上	建替：判定区分により 50万円～150万円 購入：判定区分により 50万円～100万円	申請期限:令和7年12月26日 完了報告期限:令和8年3月31日 申請期限:令和8年2月27日 完了報告期限:令和8年3月31日
液状化被災宅地等復旧支援 宅地の復旧や、住宅基礎の傾斜修復などの工事を支援 《まちづくり推進課》◆☎ 025-226-2710	原則 準半壊以上	(R8年度も申請受付を継続予定) 申請期限:令和 8 年2月末頃 完了報告期限:令和 8 年3月13日 補助率3分の2 補助上限 766万6千円 ※既存の国・県・市の支援制度を活用している場合、当該活用額を控除	
被災家屋等の解体・撤去 費用償還の再開 《廃棄物対策課》☎ 025-226-1411	半壊以上	申請期間:令和 7 年4月7日～ 6 月30日 ※申請には事前予約が必要。条件等はHPまたは、電話でご確認ください。 予約先 廃棄物対策課	
被災者転居費支援 引越しの費用を支援 《住環境政策課》☎ 025-226-2821	半壊以上	申請期限:令和 8 年3月13日 補助率：2分の1 補助上限15万円	
市営住宅への入居 《住環境政策課》☎ 025-226-2817	半壊以上	申請期限:当面の間	

資金確保

支援制度	対象	申請期限・内容	
被災者生活再建支援金 お住まいの住宅に大きな被害を受けた世帯へ支援金を支給 《福祉総務課》 ☎ 025-226-1169	半壊以上	令和 7 年度	令和 8 年度
		基礎支援金・市支援金	申請期限:令和8年2月2日
		加算支援金 （中規模半壊以上）	申請期限:令和9年2月1日
		判定区分等により37.5万円～400万円	

負担軽減

支援制度	対象	申請期限・内容	
水道料金・下水道使用料の免除 《水道局コールセンター(水道料金)》 ☎0120-411-002 《下水道部経営企画課(下水道使用料)》 ☎025-226-2959	一部損壊以上	令和7年度 申請期限:令和8年3月31日	令和8年度 令和6年1月1日を含む期間(通常2か月分を全額免除) ※漏水による使用量増加に対する減免もあり
固定資産税・都市計画税の減免 《資産税課》 ☎ 025-226-2283	半壊以上	期限設定 申請期限:令和8年2月27日	令和5年度第4期分を減免 (毎月払いの場合1月～3月期分) ※納付済みの場合は還付
住宅再建資金の融資に対する利子補給 《建築行政課》 ☎ 025-226-2837	準半壊以上	令和8年12月31日までに融資を受けた方が対象 貸付利率の1%を上限に、金融機関へ支払った利子相当額を5年間補給	

相談

■新潟市ささえあいセンター

安心して生活再建できるよう、被災世帯の状況に応じて、個別訪問や電話などで困り事を聞き、必要な制度・サービスを案内しています。

開設時間 月～金曜 9～17時 ※祝・休日、年末年始を除く

☎025-378-1765、FAX025-378-1764

■市民相談

問題解決に向けたきっかけとしていただくため、弁護士や司法書士、行政書士等による新潟市民専用の無料相談窓口を開設しています。事業所の案件は対象外です。

《広聴相談課》 ☎ 025-226-1025

相談窓口の開設スケジュールは新潟市HPからご確認いただけます



復旧・復興への主な取り組みを紹介

同地震による被害からの復旧・復興に向けた取り組みの進捗状況を、新潟市ホームページに掲載しています。「住宅の解体」「公道の復旧」「液状化対策」の3つの項目で紹介しています。



各制度の詳細については、市ホームページをご覧ください

スマートフォンは
こちら ▶

